

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費を支出することに関する実施方針

令和3年3月29日

役員会決定

1. 目的

この方針は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について」（令和2年10月9日付競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）に基づき、本学における競争的研究費の直接経費から研究代表者等の person 費（以下「PI person 費」という。）を支出することに関し必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この方針において「PI 等」とは、競争的研究費における研究代表者又は研究分担者をいう。

3. 対象となる事業

競争的研究費の全ての事業のうち、資金配分機関により PI person 費の支出が認められた事業とする。

4. 対象者

3で規定する事業における研究代表者とする。なお、資金配分機関の判断において、研究分担者も同様に person 費の支出を可能とされている場合は、研究分担者も PI person 費の支出対象者とする。

5. 支出額

PI 等の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額の範囲内とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPI等が設定する。

ただし、資金配分機関により PI person 費の支出上限額が設定されている場合は、その額を上限額とする。

6. 支出の条件

直接経費に PI person 費を計上することについて、PI 等が希望している場合に限り、直接経費から PI person 費を支出することを可能とする。

7. 手続き

PI person 費の支出に関して必要な手続きは別に定めるものとする。

8. PI 人件費の支出により確保された財源の取り扱い

PI 人件費を直接経費から支出することにより生じた財源については、別に定める活用方針に基づき取り扱うこととする。

ただし、PI 人件費の支出により確保された財源が大学運営費以外の場合は、活用方針の対象外とし、当該財源の趣旨に沿って使用するものとする。

9. 活用実績の報告

総長は、毎年度、8により実施した施策について、活用実績報告書（申し合わせ別添様式3）を作成し、翌年度の6月30日までに、資金配分機関に対して提出する。

なお、活用実績報告書は、原則、大学のホームページ等で公表するとともに、直接経費から人件費を支出したPI等に対しても報告を行う。

10. 雑則

この方針に規定するもののほか、PI 人件費の支出に関し必要な事項は別に定める。